

国民健康保険および後期高齢者医療保険証の廃止

国の法改正により、12月2日以降、従来の保険証の新規発行が終了し、マイナ保険証（保険証の利用登録がされたマイナンバーカード）を基本とする仕組みに移行します。

現在お手元にある保険証について

12月2日以降は、従来の保険証の新規発行ができなくなりますが、改正法の経過措置により、発行済みの保険証（12月1日時点でお手元にある有効な保険証）は、**廃止日以降も保険証に記載のある有効期限まで使用することが可能です。**

※利根町国民健康保険および後期高齢者医療の保険証の有効期限は**令和7年7月31日**としています。

12月2日以降も、有効期限まではお手元の保険証が使用できます。

※転職・転出などで加入している健康保険が変わった場合、利根町の国民健康保険証は使えなくなります。（国民健康保険の加入・脱退・変更の際は、手続きが必要です）

※令和7年7月31日までに後期高齢者医療制度に移行する方など、一部の方は有効期限が異なる場合があります。

保険証の有効期限が切れた後は

▼マイナ保険証をお持ちの方

マイナ保険証をご利用ください。
お手元の保険証の有効期限（令和7

年7月31日）を迎える前に、ご自身の被保険者資格などを簡易に把握できるよう「**資格情報のお知らせ**」を送付する予定です（申請不要）。

※マイナンバーカードの紛失や、返納した方や更新中の方、マイナ保険証での受診が困難な方（障がい者、DV被害者など）は、申請により「**資格確認書**」が交付されます。

▼マイナ保険証をお持ちでない方

お手元の保険証の有効期限（令和7年7月31日）を迎える前に、従来の保険証に代わるものとして「**資格確認書**」を送付する予定です（申請不要）。

現在の保険証と同様に医療機関などの窓口で提示することで、引き続き、一定の窓口負担で医療を受けることができます。

マイナ保険証の登録を希望される方

▼これからマイナンバーカードを作る場合

・申請に必要なもの…「個人番号カード交付申請書兼電子証明書発行申請書」

・申請方法…役場住民課窓口、郵便、スマートフォン、パソコン、まちなかの証明写真機

※証明写真機の機種によっては申請ができないものもあります。

▼マイナンバーカードをお持ちの場合

・申し込みに必要なもの…マイナンバーカード、数字4桁の暗証番号（利

社会保険料（「国民年金保険料」控除証明書）が発行されます

国民年金保険料は、所得税および住民税の申告において、全額が社会保険料の控除となります。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。

社会保険料控除を受けるためには、納付したことを証明する書類の添付が義務付けられています。

このため、日本年金機構から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が発送されますが、国民年金保険料を納付された時期によって発送時期が異なりますので、ご確認をお願いします。また、送付された控除証明書は、必ず大切に保管し、年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書（又は領収証書）を添付してください。

▼発送時期

①1月1日から9月30日までの間に納付された方↓10月下旬から11月上旬にかけて順次発送

②10月1日から12月31日までの間に納付された方（1月1日から9月30日までの間に納付された方は除きます）↓令和7年2月上旬に発送

ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、納めた方がその保険料額を申告することができますので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付の上、申告してください。

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」についての照会や、控除証明



書を紛失された方は、ご本人のマイナンバーもしくは基礎年金番号をご用意の上、左記の問い合わせ先までご連絡をお願いします。

▼問い合わせ

・ねんきん加入者ダイヤル
☎0570・003・004
（ナビダイヤル）
☎03・6630・2525

（050で始まる電話の場合）

月・金曜日…午前8時30分～午後7時
第2土曜日…午前9時30分～午後4時
※土・日曜日、祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

・控除証明書相談チャット（24時間対応）
日本年金機構ホームページに、チャットの形式で自動的に応答するチャットボットを開設しています。

・日本年金機構ホームページ
<https://www.nenkin.go.jp/>



用者証明用電子証明書の暗証番号）
申込方法…マイナポータル（カードリーダー機能があるスマートフォンやパソコンが必要）、セブン銀行のATM、医療機関などの顔認証付きカードリーダー、役場住民課窓口

保険証廃止に関するQ&A

Q 12月2日以降、保険証は使えなくなるのですか？

A 保険証が使えなくなるわけではありません。従来の保険証の「新規発行」はできなくなりますが、発行済みの保険証は、保険証に記載のある有効期限まで使用することができます。

Q 国民健康保険の加入手続きや脱退手続きは、保険証が廃止された後も必要ですか？

A 国民健康保険にかかる加入・脱退手続きは、保険証廃止後も必要です。また、マイナ保険証をお使いの場合も同様にご手続きが必要です。手続きに必要なものなどについては、役場保険年金課へお問い合わせください。

Q マイナ保険証の利用登録を解除したい場合どうすればよいですか？

A 国は一度マイナ保険証の登録をした後も、マイナ保険証の利用登録の解除を可能とする方針を示していますが、開始時期などについては、現在国が検討しているところ

産後のお母さんと赤ちゃんをサポートします

産後ケアのご案内

産後ケアとは

出産後、退院してからのお母さんと赤ちゃんを対象に、医療機関等にて日帰りや宿泊で助産師等からの指導が受けられるサービスです。

利用できる方

利根町に住所を有する産後12カ月未満のお母さんと赤ちゃんで、左記の理由に該当する方。

・産後家族等から家事・育児の援助が受けられない方

・産後の生活や子育てに心配がある方

利用の内容

日帰りまたは宿泊にて左記の支援が受けられます。

・お母さんと赤ちゃんの健康状態のチェック

・育児に関する相談

・乳房ケア

利用施設

・龍ヶ崎済生会病院
・かんの産婦人科クリニック
・JAとりで総合医療センター

※生活保護世帯および非課税世帯の方は利用料は無料となります。

※お子さんが4カ月以上の場合や兄弟が宿泊する場合は、別途料金が必要になる場合がありますのでご了承ください。

です。

Q マイナ保険証を持っている人に交付される「資格情報のお知らせ」とはどういったものですか？

A マイナ保険証の保有者がご自身の被保険者資格などを簡易に把握できるよう、新規資格取得時や受診時の窓口負担割合の変更時（70歳以上の被保険者のみ）などに交付されるもので、氏名、被保険者記号・番号・枝番、負担割合（70歳以上のみ）などが記載される予定です。なお、原則として、「資格情報のお知らせ」だけでは医療機関などを受診することはできません。ご利用の際は、マイナ保険証とあわせてご提示ください。

▼問い合わせ

国民健康保険について
保険年金課 国民健康保険係
☎68・2211（内線173）

後期高齢者医療について
保険年金課 後期医療係
☎68・2211（内線175）

※国の制度改正の内容やマイナ保険証全般に関する問い合わせ

国のマイナンバー総合フリーダイヤル
☎0120・95・0178
平日 午前9時30分～午後8時
土・日曜日、祝日 午前9時30分～午後5時30分（年末年始を除く）

利用時間と料金

種別	時間	料金	自己負担金	利用回数
日帰り型	10：00～17：00	27,500円程度 （昼食付き）	1日2,500円	お一人 5日まで
宿泊型	10：00～翌朝10：00	55,000円程度 （3食付）	1泊5,000円	

利用の申し込み

利用の3日前までに、子育て支援課母子保健係へお申し込みください。

問い合わせ

子育て支援課 母子健康係
☎68・2211（内線141）